

令和7年度「価格転嫁促進広報業務」仕様書

1 目的

物価高や人件費の増加等により経営コストが上昇している中、県内中小企業者が健全な経営状況を維持し、賃上げの動きを持続させる好循環をつくりだしていくためには、適切に価格転嫁していくことが重要であるが、県内中小企業者においては、受注喪失や客離れを懸念して十分に価格転嫁が進んでいない状況にある。

こうした背景の下、県内中小企業者が適切な価格転嫁を行う環境を整備するため、「価格交渉促進月間」である9月と3月において、テレビCM及び新聞広告を実施し、BtoB（事業者間）取引における発注者及び受注者、BtoC（販売事業者と一般消費者間）取引における販売事業者及び一般消費者の価格転嫁に対する理解促進と意識醸成を図る。

2 委託業務名

令和7年度「価格転嫁促進広報業務」

3 委託期間

契約日から令和8年3月31日（火）までとする。

4 委託業務の内容

（1）広告用（テレビCM用）動画の制作

- ① 県内中小企業者の経営者及び従業員、県内の一般消費者等に対し、物価高等の影響を踏まえた価格転嫁の必要性・重要性と適正な価格設定に対する理解促進をPRする動画（15秒以上）を制作すること。
- ② 制作本数は2本とし、以下の内容とすること。
 - 1) BtoB（事業者間）取引向け
発注者及び受注者双方に対して価格転嫁に対する理解促進と意識醸成を促す内容とすること。（発注者と受注者は対等な関係であること等）
 - 2) BtoC（販売事業者と一般消費者間）取引向け
適切な価格転嫁と適正な価格設定に対する消費者の理解を促す内容とすること。
（適切な価格転嫁は生活インフラの維持や賃上げ等にもつながること等）
- ③ 広告用の動画は制作過程において、発注者の指示に従い、適宜確認を受けること。
- ④ 制作した広告用動画はデジタルデータとし、電子記録媒体に記録して、テレビCMを放送する民間放送事業者へ納品する2日前（土日祝日は含まない）までに発注者へ1式提出し最終確認を受けること。

（2）テレビCMの放送

- ① 放送局は、青森県内の民間放送事業者3局（青森放送株式会社、株式会社青森テレビ、青森朝日放送株式会社）とすること。

- ② 令和7年9月中に3局のうち1局以上で計12回以上、令和8年3月中に3局のうち1局以上で計12回以上、CMを放送すること。
- ③ 各月の放送局、放送時期・曜日及び時間帯はCMのターゲットを考慮し、効果的に周知できるものとし、発注者と協議の上、決定すること。
- ④ 放送に係るテレビ局との連絡・調整を行うこと。

(3) 新聞広告デザインの制作

- ① 9月と3月が「価格交渉促進月間」であることや価格転嫁の必要性・重要性を周知し、併せて、「価格転嫁支援アドバイザー」を紹介するため、青森県内の3紙（東奥日報、デーリー東北、陸奥新報）に掲載する新聞広告デザインを1種類制作すること。
- ② デザインは、5段1/2カラーで制作すること。
- ③ 校正作業は、県が校了と判断するまで行うこと。

(4) 新聞広告の掲載

- ① (3) で制作した新聞広告デザインを、発注者が指定する期日に県内の3紙（東奥日報、デーリー東北、陸奥新報）へ5段1/2モノクロで令和7年9月に1回、令和8年3月に1回掲載すること。なお、具体的な掲載日は別途指示する。
- ② 掲載に係る新聞社との連絡・調整を行うこと。

5 その他

- (1) 委託料については、業務に係る全ての経費を含むものとする。本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と協議するものとする。
- (2) 受注者が本委託業務において制作したデータやデザイン、写真、イラスト、動画等の著作権（著作権法第21条から第28条までに定める全ての権利を含む）及び所有権は全て県に所属するものとし、県が自由に二次使用できるものとする。
- (3) 受注者は本著作物について、発注者並びに発注者より正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し、著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない。